

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	
(宛先) 京都市長		平成26年10月21日	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都府 京都府知事 山田 啓二 電話 075-414-4831	
主たる業種	都道府県機関		細分類番号 9   8   1   1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ		
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで		
基本方針	京都府の事務事業から排出する温室効果ガスを平成29年度までに平成23年度比で14%削減する。		
計画を推進するための体制	知事を本部長とする京都府地球温暖化対策推進本部を核に取組を推進する。		
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		増減率
	事業活動に伴う排出の量	基準年度(23~25)年度 38,531.8 トン	第1年度(26)年度 37,577.9 トン
	評価の対象となる排出の量	38,047.3 トン	37,577.9 トン
目標の根拠		事業所の標準的な業務を行う本庁舎を指標とし、基準年度比で、昨年度の猛暑の反動効果や改修等による削減を見込み初年度は2.8%、第2年度は施設増加により年0.4%、最終年度は、-1.2%程度の削減を目指す。	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量(床面積×100)	6.54
		事業活動に伴う排出の量( )	
原単位の指標及び目標の根拠		基準年度比で、昨年度の猛暑の反動効果や改修等による削減を見込み初年度は2.8%、第2年度は施設増加により年0.4%、最終年度は、-1.2%程度の削減を目指す。	
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度(25)年度	第1年度(26)年度
		88.0 パーセント	92.0 パーセント
		96.0 パーセント	96.0 パーセント
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。	
	(27)年度	エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。	
	(28)年度	エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。	
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	職員等の通勤実態を把握するための調査を行い、各勤務場所における交通条件、職員の勤務時間・形態等を踏まえながら、エコ通勤の推進に向けた指針等の策定を進める。なお、既に本庁舎においては、マイカー通勤を原則禁止し、公共交通機関の利用を進めている。	
	上記の措置を採用する理由	京都府の場合、各勤務場所の交通条件、職員の勤務時間・形態等が異なることから、これらを十分に考慮し、実施可能でかつ効果的な取り組みとする必要がある。	
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン
	合計	0.0 トン	0.0 トン
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府地球温暖化対策条例に基づく施策展開。年1回の環境フェスティバルの開催など。府自らも屋上緑化や太陽光発電設備の設置、森林資源の有効利用などを実践している。		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度に事業所1カ所新設予定</li> <li>太陽光発電設備を平成26年度に120kw、平成27年度に123.4kwを導入し、自家消費の予定</li> <li>太陽熱給湯設備を平成27年度に導入予定</li> <li>第一計画期間の超過削減量(6,160.9t-CO2)を平成28年度の排出量から差し引いて記載。</li> </ul>		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。